

《鳴門市農業委員会 11月総会 議事録》

開催日時 令和2年11月30日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番 石園 順市	2番 稲木 伸顕	3番 井上 富夫
4番 大西 善郎	5番 小川 佳	6番 里見 廣治
7番 高田 吉敏	8番 竹村 昇	9番 谷口 清美
10番 中井 弘	11番 濱堀 秀規	12番 林 恭子
13番 林 博子	14番 平瀬 惣一	15番 廣瀬 元則
16番 藤江 厚子	17番 藤本 詳治	18番 増金 義文
19番 松浦 秀樹	20番 向 栄治	

欠席委員 9番 谷口 清美

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	1件
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について	4件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について	4件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	6件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(賃貸借解約)	1件
⑤農地であることの証明願について	1件
⑥非農地証明について	3件
⑦農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書	1件
⑧地目照会について	2件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年11月の農業委員会を開会いたします。
本日は谷口会長が欠席のため、開会にあたりまして大西副会長よりご挨拶をお願いします。

大西副会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は大西副会長様にお願い致します。

大西副会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。
本日の議事録署名人は、14番 平瀬委員、15番 廣瀬委員をお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について >
・申請番号1について申請内容説明

大西副会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
ご質問・ご意見等はないようでございますので、採決いたします。
『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。
次に『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について >
・申請番号1～4について申請内容説明

大西副会長 次に地元委員さんよりご意見をお願いします。
まず、申請番号1番の案件について地元委員さんご意見をお願いいたします。

向委員 20番。譲受人は現在、鳴門町で甘藷を栽培している農家です。
申請地についてはこれまで甘藷を栽培しており、取得後も同様に甘藷を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西副会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号1番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号1番について、原案どおり許可といたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

竹村委員 8番。譲受人は藍住町と大麻町で水稻と梨を栽培する農家です。
申請地についてはこれまで梨を栽培しており、取得後も同様に梨を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西副会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号2番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号2番について、原案どおり許可といたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

竹村委員 8番。譲受人は大麻町で水稻と野菜を栽培している農家です。
申請地については、現在休耕地となっておりますが、今後農地として整備し、柿、甘藷、大
根を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、
この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西副会長 ただいま、地元委員さんからの、ご意見をいただきました。
申請番号3番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号3番については、原案どおり許可といたします。
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

平瀬委員 14番。譲受人は現在、大津町で梨を栽培しており、160aの農地を所有しています。
申請地についてはこれまで梨を栽培しており、取得後も同様に梨を栽培する計画です。
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西副会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号4番について、採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号4番については、原案どおり許可といたします。
以上で『議案第2号』については、全てご審議いただきました。
次に『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 4件>
・申請番号1～4について申請内容説明

大西副会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんご意見お願いいたします。

里見委員 6番。申請地は、堀江南小学校の南にある農地です。
譲受人の家族は申請地近くに住んでおり、県道 津慈広島線から出入りする際に市道の幅員が狭く見通しが悪いいため不安を感じていたことから、別の駐車場及び進入路敷地を考えていたところ、県道に近い申請地を駐車場及び進入路敷地とする計画がまとまったため、今回の許可申請となりました。
事業計画では、県道との高低差を解消するため盛土を行った後アスファルト舗装を行い、既設のコンクリート壁により被害防除を図る計画です。排水については雨水のみで申請地西側の水路に排出する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

大西副会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、堀江南小学校から南へ約230mに位置する農地であり、周囲を宅地で分断された市街化調整区域内10ha未満の広がりがない第2種農地に該当します。

譲受人の家族は申請地近くに住んでおり、県道 津慈広島線から出入りする際に、市道の幅員が狭く見通しが悪いため不安を感じていたことから、別の駐車場及び進入路敷地を考えていたところ、県道に近い申請地を駐車場及び進入路敷地とする計画がまとまったため、今回の許可申請となりました。

事業計画では、県道との高低差を解消するため盛土を行った後アスファルト舗装を行い、既設のコンクリート壁により被害防除を図る計画です。排水については雨水のみで申請地西側の水路に排出する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もないこと、周辺地域への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

大西副会長 それではお諮りいたします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号1番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号2番の案件について、私の案件ですので説明させていただきます。

大西委員 4番。申請地は、葛城神社から南東にある農地です。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

事業計画では、整地のみを行い、周囲にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

大西副会長 次に、事務局より農地法の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、葛城神社から南東へ約250mに位置しており、宅地と山林に囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり第2種農地に該当します。

譲受人は、鳴門市内にて太陽光発電設備敷地を計画していたところ、安定した日射量を見込める申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。

計画はそれぞれ、太陽光発電パネルを156枚設置、49.5kwの発電出力と、太陽光発電パネルを139枚設置、39.6kwの発電出力が見込まれております。

本設備は令和2年9月と10月に10kw以上の太陽光発電設備に係る設備認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も令和2年10月になされております。

事業計画では、整地のみを行い、周囲にフェンスを新設することにより被害防除を図ります。排水については雨水のみのため地下浸透にて対処をする計画です。

資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

大西副会長 それではお諮りいたします。
申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号2番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

井上委員 3番。申請地は、靈山寺の北東にある農地です。
借人は、申請地に隣接した農地の温室ですだちとマンゴーを栽培していますが、獣害が発生し困っていました。そこで、栽培地の隣接に居住することにより、温室の管理を行う方法が有効であると判断したため、今回の申請となりました。
事業計画では、整地・整圧を行った後に盛土により造成を行い、既設のコンクリート擁壁により被害防除を図ります。排水については既設の排水用管にて道路側溝に排出にて対応する計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

大西副会長 ただいま地元委員さんからのご意見いただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、靈山寺から北東へ約580mに位置する農地であり、周囲を墓地と宅地及び樋殿谷川により分断された10ha未満の広がりない農地であり、第2種農地に該当します。
借人は、隣接農地の温室ですだちとマンゴーを栽培していますが、獣害が発生して困っていました。そこで、栽培地の隣接に居住することにより、温室の管理を行うことで獣害を防ぐことが有効であると判断したため、今回の申請となりました。
事業計画では、整地・整圧を行った後に盛土により造成を行い、既設のコンクリート擁壁により被害防除を図ります。排水については既設の排水用管にて道路側溝に排出します。
他に適当な土地もないこと、周辺農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

大西副会長 それではお諮りいたします。
申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号3番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

小川委員 5番。申請地は、瀬戸小学校の北にある農地です。
譲受人は、林業を営むための植林用の敷地を探していたところ、譲渡人が以前に植林した土地及び隣接している申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。
事業計画では、草刈りを行った後、杉の苗木を30本と桧の苗木40本を植林する計画です。周辺は山林に囲まれており、排水は雨水のみで地下浸透にて対処をする計画であるため、許可しても問題ないと考えます。

大西副会長 ただいま地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、瀬戸小学校から北へ約250mに位置しており、山林と県道に囲まれた10ha未満の広がりがない農地であり第2種農地に該当します。
譲受人は、林業を営むための植林用の敷地を探していたところ、譲渡人が以前に植林した土地及び隣接している申請地につき売買契約が纏まったため、今回の申請となりました。
事業計画では、草刈りを行った後、杉の苗木を30本と桧の苗木40本を植林する計画です。排水は地下浸透にて対処します。周辺は山林に囲まれており、農地等への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

大西副会長 それではお諮りいたします。
申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西副会長 申請番号4番については原案通り承認することといたします。
以上で、『議案第3号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <4. 報告事項 19件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	6件
②農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
③農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法）	2件
④農地法第18条第6項の規定による通知について（貸借解約）	1件
⑤農地であることの証明願について	1件
⑥非農地証明について	3件

- ⑦農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書 1件
⑧地目照会について 2件

大西副会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

大西副会長 無いようでございますので、『議案第4号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。

その他、何かございますか。

事務局係長 お手元に、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」という資料をお配りさせていただいておりますが、お手元でございますか。

こちらは、令和2年の10月に審議しました議案書の一部に記載誤りがありましたので、訂正させていただいたものになります。

申請番号10番11番につきまして、持ち分誤りの訂正がありましたのでこの場で報告をさせていただきます。訂正箇所につきましては、上の表が訂正前、下の表が訂正後になります。

お手数ではございますが先月分の議案書の差し替えをお願いいただければと思います。

大西副会長 他にございませんか。

それでは、これをもちまして令和2年11月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時35分

令和2年11月30日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 平 瀬 惣 一

議事録署名者 廣 瀬 元 則